

参考資料2 南国市中心市街地振興協議会設置要綱

(令和元年10月21日告示第75号)

(設置)

第1条 行政、市民、事業者等の連携を促進し、南国市の中心市街地の活性化を図るため、南国市中心市街地振興協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、中心市街地の活性化に関する事項について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員で組織する。

- (1) 市民又は商店街利用者
- (2) 中心市街地又は中心市街地周辺の事業者
- (3) 商工業・観光関連団体の会員
- (4) 行政関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の定数は、20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、第3条第1項の規定による委員の委嘱又は任命後の最初に行われる会議については、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、協議による委員の総意をもって決する。ただし、総意によりがたいときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開する。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(委員の責務)

第7条 委員は、中心市街地の活性化を推進し、地域経済の向上に資するため、会議において誠意ある議論を行うよう努めるものとする。

2 委員は、会議で決した議事の結果を尊重し、当該結果の誠実な実施に努めるものとする。

3 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会に、専門の事項を協議するため、ワーキンググループを置くことができる。

(庶務等)

第9条 協議会の庶務は、商工観光課において処理する。

2 中心市街地の活性化に関する相談、苦情等に対応するため、商工観光課に連絡窓口を設置する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。